

議案第119号

都市公園を設置すべき区域の変更について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、次のとおり都市公園を設置すべき区域を変更する。

- 1 都市公園を設置すべき区域 大阪市北区大深町の一部
(別図中斜線で表示された区域)
- 2 面 積 約44,000平方メートル

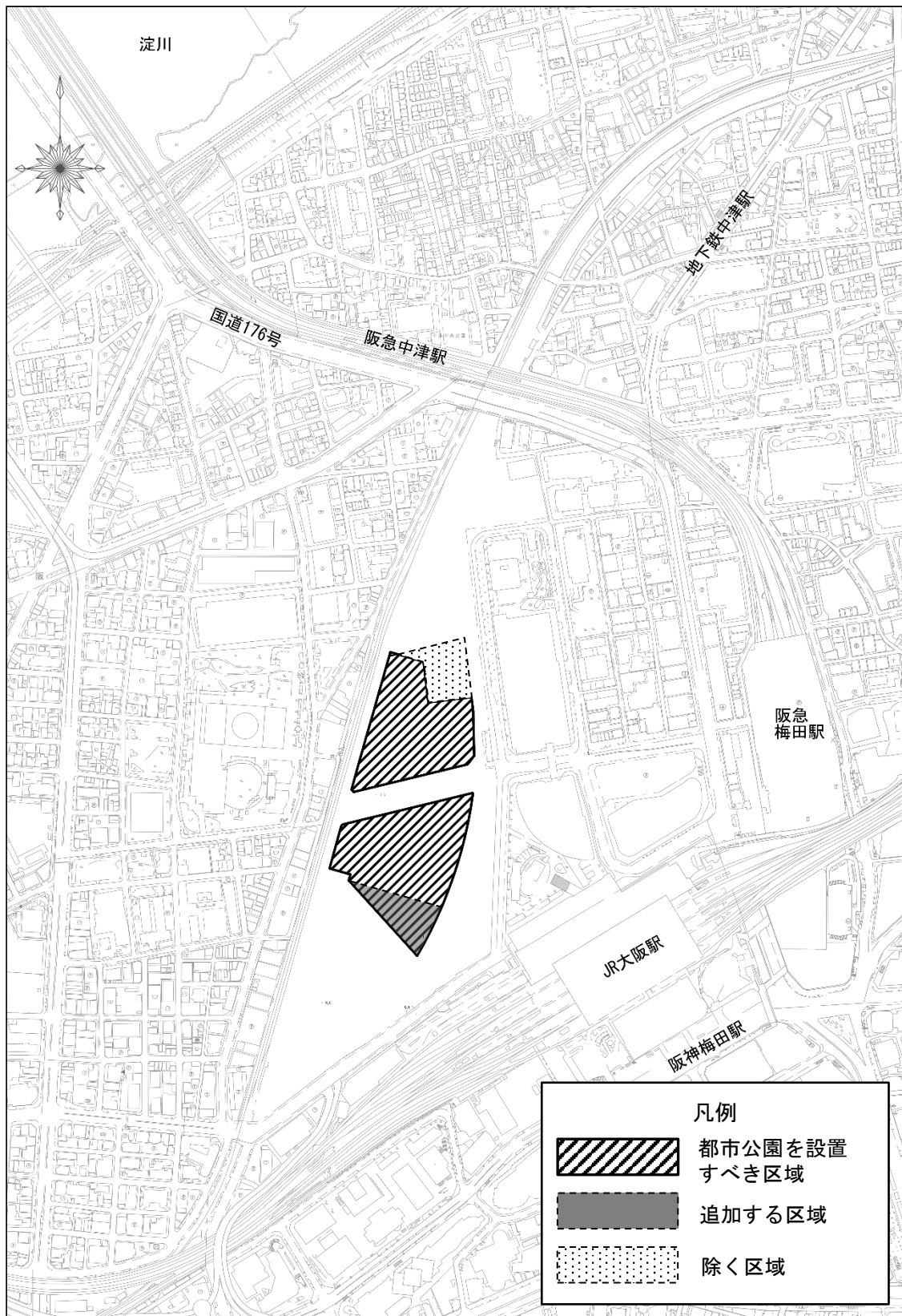
令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

都市公園を設置すべき区域を変更するため、都市公園法第33条第5項の規定により、この案を提出する次第である。

別図



(参考)

都市公園法 (抄)

(公園予定区域等)

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2-4 省 略

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 省 略